

教職課程に関する規程
博物館学芸員課程に関する規程
社会教育主事課程に関する規程

福岡大学教職課程に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福岡大学学則（以下「学則」という。）第33条の5の2第2項に基づき、教職課程科目及び修得すべき単位等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 教職課程科目及び修得すべき単位等に関する事項については、学則に定めるほか、この規程による。

(教職課程の履修)

第2条 教職課程については、福岡大学の学生及び福岡大学科目等履修生規程第2条第2項に基づいて教職課程科目を履修することのできる科目等履修生に限り、これを履修することができる。

(教職課程科目)

第3条 教育職員の免許状の授与を受けるための資格を取得しようとする者は、この規程に従って、その免許状の種類及び免許教科に応じて定められた授業科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

(教職課程科目の区分)

第4条 教職課程科目は、次のとおり区分する。

(1) 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号）第66条の6に定める科目

(2) 教科及び教職に関する科目

(3) 養護及び教職に関する科目

(教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目)

第5条 教育職員免許法施行規則第66条の6に定める科目については別表Ⅰのとおりとし、すべての種類の免許状及び免許教科に関し、合計8単位以上を修得しなければならない。

(教科及び教職に関する科目)

第6条 教科及び教職に関する科目については別表Ⅱ－1のとおりとし、免許状の種類及び免許教科に応じ、合計59単位以上を修得しなければならない。

(養護及び教職に関する科目)

第7条 養護及び教職に関する科目については別表Ⅱ－2のとおりとし、合計56単位以上を修得しなければならない。

(卒業要件単位への算入)

第8条 教職課程科目については、学則別表第1から別表第10までに定める授業科目を除き、その修得単位を卒業要件単位に算入しない。

(受講料の納入)

第9条 教職課程科目であって、その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目を履修する者は、学則第43条及び福岡大学授業料その他諸納入金規程の定めるところに従って受講料を納入しなければならない。

2 前項に定める受講料の納入手続については、別にこれを定める。

(証明書の交付)

第10条 教職課程科目を履修し、その単位を修得した者については、本人の請求に基づいて、その履修した授業科目及び修得した単位数に関する証明書を発行する。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

別表略

福岡大学博物館学芸員課程に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福岡大学学則（以下「学則」という。）第33条の5の3第2項に基づき、博物館学芸員課程科目及び修得すべき単位等に関し必要な事項を定めるものとする。

2 博物館学芸員課程科目及び修得すべき単位等に関する事項については、学則に定めるほか、この規程による。

(博物館学芸員課程の履修)

第2条 博物館学芸員課程については、福岡大学（以下「本学」という。）の人文学部文化学科、歴史学科又は理学部の学生及び福岡大学科目等履修生規程第2条第3項に基づいて博物館学芸員課程科目を履修することのできる科目等履修生に限り、これを履修することができる。

(博物館学芸員課程科目)

第3条 学芸員となる資格を取得しようとする者は、別表に定めるところに従って、博物館学芸員課程科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

(卒業要件単位への算入)

第4条 博物館学芸員課程科目については、その資格を取得しようとする者の所属する学部学科に関して学則別表第1から別表第10までに定める授業科目を除き、その修得単位を卒業要件単位に算入しない。

(受講料の納入)

第5条 博物館学芸員課程科目であって、その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目を履修する者は、学則第43条及び福岡大学授業料その他諸納入金規程の定めるところに従って受講料を納入しなければならない。ただし、当該授業科目が、その資格を取得しようとする者の所属する学部のいずれかの学科に関して学則別表第1から別表第10までに定める授業科目である場合については、この限りでない。

2 前項に定める受講料の納入手続については、別にこれを定める。

(証明書の交付)

第6条 博物館学芸員課程科目を履修し、その単位を修得した者については、本人の請求に基づいて、その履修した授業科目及び修得した単位数に関する証明書を発行する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

別表（略）

福岡大学社会教育主事課程に関する規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、福岡大学学則（以下「学則」という。）第33条の5の4第2項に基づき、社会教育主事課程に関し必要な事項を定めるものとする。

(社会教育主事課程の履修)

第2条 社会教育主事課程については、福岡大学（以下「本学」という。）の人文学部文化学科、教育・臨床心理学科又はスポーツ科学部の学生及び福岡大学科目等履修生規程第2条第4項本文の定めるところにより同課程科目を履修することのできる科目等履修生に限り、これを履修することができる。

(社会教育主事課程科目)

第3条 社会教育主事となる資格を取得しようとする者は、別表に定めるところに従い、社会教育主事課程科目を履修し、所要の単位を修得しなければならない。

2 前項に定める所要の単位を修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

(卒業要件単位への算入)

第4条 社会教育主事課程科目は、学則別表第1から別表第10までに定める授業科目を除き、その修得単位を卒業要件単位に算入しない。

(受講料等の納入)

第5条 社会教育主事課程科目であって、その修得単位を卒業要件単位に算入することのできない授業科目を履修する者は、学則第43条及び福岡大学授業料その他諸納入金規程の定めるところに従い、受講料等を納入しなければならない。

2 前項の受講料等の納入手続については、別にこれを定める。

(証明書の交付)

第6条 社会教育主事課程科目を履修し、その単位を修得した者については、本人の請求に基づき、その履修した授業科目及び修得した単位数に関する証明書を発行する。

附 則

1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。

2 令和2年3月31日以前に入学し引き続き在学する者については、なお従前の例による。ただし、第3条第1項に定めるもののほか、別表に定める「生涯学習支援論A・B」及び「社会教育経営論A・B」の単位を修得した者は、社会教育士（養成課程）と称することができる。

別表（略）